

## 令和7年度 橋本市民病院における入金機管理及び現金等警備輸送業務仕様書

橋本市民病院における入金機管理及び現金等警備輸送業務については、この仕様書により実施するものとする。

### 1 委託業務の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

### 2 委託業務の内容

橋本市民病院（和歌山県橋本市小峰台二丁目8番地の1）に設置した入金機から売上金等を回収し、紀陽銀行橋本支店の指定銀行口座（以下「銀行口座」という。）へ入金するまでの現金の警備輸送（以下「警送」という。）及び釣銭資金の両替並びに配金に係る業務

#### (1) 売上金等回収業務

- ①市民病院内に受託者の負担により入金機を設置すること。入金機は、下記の仕様とする。
  - ア 入金機の設置場所は、縦 2.75m×横 2.30m×高さ 2.60mの部屋であり、設置後入金作業等ができるスペースが確保できるものとする。
  - イ 入金機の投入容量は、紙幣 2,000 枚以上、硬貨 3,000 枚以上のものとする。
  - ウ 入金した紙幣、硬貨が金種別に数えられ、結果が印字されること。
  - エ 入金機に保守がかけられていること（消耗品も含む）。なお、入金機の保守全般は、受託者が行うものとし、入金機は年 1 回以上定期点検をすること。また、定期点検業務を実施する場合は、事前に作業日程を委託者と調整するものとする。
  - オ 入金機の利用に係る電話回線等通信料、入金機の保守に係る費用、通常使用範囲内による故障及び点検調査等に係る費用については、受託者の負担により対応できること。
  - カ 電源（機器電力使用料）、入金機の専用プリンタ本体及び専用プリンタ用ロール紙、契約履行期間満了における入金機の撤去費用については、委託者の負担とする。
- ②委託者が入金した現金から仕様書に定める釣銭資金相当額を除外した金額を、速やかに銀行口座に入金すること。なお、入金機の中に現金を入金した時点以降における現金の管理責任は受託者が負うものとする。
- ③回収日は、3 運行日等（1）に準ずるものとする。
- ④受託者は入金機に入金された現金について、委託者の業務に支障が生じないよう回収を行うこと。
- ⑤回収した金額について、日時を含め、記録できる体制をとること。
- ⑥回収時刻に関しては、原則 9 時から 14 時までとするが、必要に応じ別途協議する。

## (2) 釣銭資金の両替及び配金

- ①受託者は委託者が、事前に指定した金額・金種の現金（釣銭資金）を窓口業務に支障が無いよう、当該日の14時までに委託者に配達すること。
- ②当院の職員が立ち会わずとも安全な配達を可能とすること。（入金機の釣銭保管庫等による。）
- ③配達した金額について、日時を含め、記録できる体制をとること。
- ④当該日に使用した釣銭については、収納金と合せて入金機に入金することにより受託者が回収し、次回の釣銭資金として配達できる体制をとること。
- ⑤釣銭資金を委託者が用意する場合は、その金額（預託金等）は、1日に必要とする金額（1,126,300円）の3日以内とする。また、受託者は、3運行日等(1)毎に委託者の指定する下記の金種の配金を実施できる体制を確保するものとする。
- ⑥前項により釣銭資金を委託者が用意する場合、別途預託契約により、当初に一括して受託者に振り込むこととし、契約完了時に委託者に返還するものとする。なお、受託者は委託者に対して、預託金残高証明書を毎月、月初に発行するものとする。

	1円	5円	10円	50円	100円	500円	千円	5千円
平日前	6本	6本	20本	9本	23本	6本	727枚	20枚
土日 祝日前	1本	1本	2本	1本	3本	1本	26枚	6枚

※甲丙協議の上、金種を変更することがあります。

## (3) 業務に従事する者

運転員及び補助員（以下「運転員等」という。）の2人とする。（運転員等のいずれか1人は、警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に基づく検定で、警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条及び第2条に規定する貴重品運搬警備業務に係る一級又は二級検定の合格者であることを要する）

## (4) 警送車両の仕様

受託者は、業務の遂行に当たり、貴重品運搬警備業務用車両として必要な構造及び装備を備えた車両を使用しなければならない。

## 3 運行日等

- (1) 橋本市の休日を定める条例（平成18年橋本市条例第2号）第1条に定める休日を除き、毎日運行するものとする。

ただし、委託者が、運行の中止を警送の2週間前の午後5時までに受託者に通知した場合は運行を中止するものとする。

- (2) 双方は、災害又は自然災害等により運行が不可能と判断した場合は、速やかに双方に通知するものとする。
- (3) 運行途中で事故が発生した場合は、受託者は委託者に対して、5,000万円を上限にその損害の全額を賠償するものとする。

#### 4 業務実施の確認

- (1) 委託者は、受託者が実施した業務で、仕様書等に適合していないと認めたときは、その業務の手直し及び改善を協議するものとする。
- (2) 業務を実施するに当たって本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上、双方の合意により、業務を遂行するものとする。

#### 5 その他

- (1) 受託者は、契約切り替え時に円滑な引継ぎを行うこと。
- (2) 入金記録については、ホームページ等により毎日確認できる体制をとること。
- (3) 受託者は入金機から回収した現金を月末までに銀行口座に振り込めない場合、月初に、預り金残高証明書を発行するものとする。